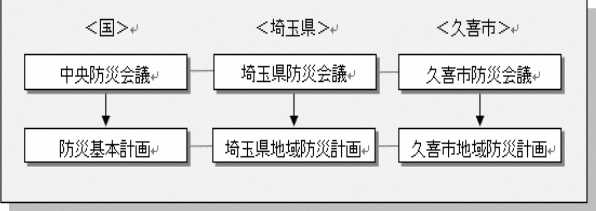
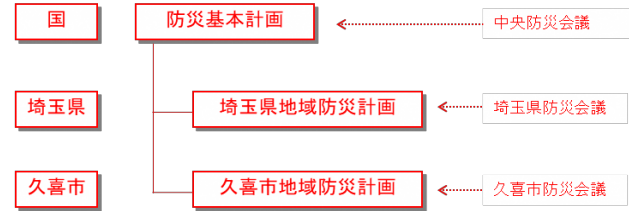


番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
1	パブリックコメント	風水害編 第1章 第2節 64ページ  「発災前の避難決定及び市民への情報提供」について、昨年配布された「洪水判断避難ブック」の6頁には利根川中流4県境広域避難協議会の広域避難の情報について、「久喜市でもこれらの情報に準じて広域避難の情報を発表していきます」とあるが、広域避難を標榜する久喜市としては、広域避難のためのトリガーを積極的に発信していくことを地域防災計画に盛り込むべき。	利根川上流河川事務所を中心に組織する利根川中流4県境広域避難協議会では、巨大台風の襲来等で大雨が予想された際の広域避難の仕組みづくりを検討しています。具体的には、大雨が予想される早期段階から気象台と河川管理者が協議し、協議会参画自治体に対して情報提供（流域の累積雨量、降雨や水位の予測）を行い、それを受けた自治体が広域避難のための共同検討を行い判断する仕組みです。本市としましては、協議会の構成メンバーではありませんが、協議会の動向を注視し、関係機関と情報交換をしながら、広域避難の実施を判断します。市民に対しては、平時から広域避難の必要性について、周知して参ります。計画書P.64には、利根川氾濫時における広域避難の必要性の周知について、追記します。	追加	第5 発災前の避難決定及び市民への情報提供  中略  市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、マイタイムラインを作成するなどして備え、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。	第5 発災前の避難決定及び市民への情報提供  中略  市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、マイタイムラインを作成するなどして備え、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性や利根川氾濫時における広域避難の必要性を周知し、理解と協力を得る。
2	パブリックコメント	風水害編 第2章 第4節 92ページ  「熊谷地方気象台と市のホットラインの運用」について、住民の利根川洪水の「広域避難」のためには栗橋水位を基準にした避難判断では令和元年東日本台風（台風19号）の例からみて交通渋滞や鉄道の計画休止などもあり、かなり遅い。利根川や渡良瀬川上流域での降雨量で判断すべきである。（例えば、群馬県や栃木県での降雨予想とか大雨特別警報発令の見通しとか）熊谷地方気象台だけでなく（埼玉の雨量は利根川・渡良瀬川の水位にあまり関係がない）関東地方整備局・前橋地方気象台・宇都宮地方気象台とのホットラインも必要。	利根川氾濫時の避難判断については、栗橋地点の基準水位による判断を基本とし、利根川上流河川事務所からのホットライン等をふまえ、判断することになります。しかし、広域避難のためには、より早めの避難情報の発令が求められることから、ご指摘のように、利根川上流域での雨量情報が重要となります。  国土交通省各河川事務所では、河川の水位予測のために、流域の雨量情報を持ち合わせています。このため、流域雨量に関する情報については、河川事務所からの洪水予報とあわせて提供されるものであり、既存のホットラインの運用で対応できるものと考えます。また、避難情報の発令の判断の際には、必要に応じて、市から河川事務所に対して助言を求めることができることになっています。  計画書P.92には、国交省各河川事務所と市のホットラインの運用について、市から河川事務所に対して助言を求める旨、追記します。	追加	■国土交通省各河川事務所と市のホットラインの運用  中略  ▶避難判断水位に到達後、水位が下降する予測が判断された場合	■国土交通省各河川事務所と市のホットラインの運用  中略  ▶避難判断水位に到達後、水位が下降する予測が判断された場合  <u>なお、市が、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、河川事務所に対して、水位変化や流域雨量の見通し等について助言を求める。</u>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
3	パブリックコメント	風水害編 第2章 第5節 105ページ  (7)・・・が抜けている。	当該箇所については、「(7) 非常通信の利用」の見出しに続いた文章がありました。パブリックコメント資料において欠落していました。 欠落していた見出し及び文章を追記します。	追加		<u>(7) 非常通信の利用</u> 市は、地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、 <u>電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。</u>
4	パブリックコメント	風水害編 第2章 第9節 157ページ  「避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容」について、要支援者は一旦緊急避難場所（ex. 栗橋南小）に集合し、そこで避難バスに乗ってもらい、市の避難所（ex.総合運動公園）まで搬送されるという説明を聞いていたが、地域防災計画のどこにもその記述がない。車をもたず、自力で広域避難できない高齢者などをどう救うのか。地域防災計画に織り込んで一歩ずつ実現化に向かってほしい。また官民協力してその避難訓練を行うべき。	ご指摘をふまえ、計画書P.157には、避難手段を持たない方への支援として、バスによる避難者の移送について、追記します。 官民協力による避難訓練の実施については、計画書P.25～P.27「第4節 防災訓練計画」内の「第2 総合防災訓練の実施」および「第3 事業所、自主防災組織が実施する訓練」で示した内容が該当すると考えます。避難支援の実行性を高めるため、今後は、バスによる広域避難を含む訓練を企画・実施して参りたいと考えます。	追加	(3) 避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容 市は、要援護者見守り支援登録台帳や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。	(3) 避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容 市は、要援護者見守り支援登録台帳や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。 <u>なお、移動手段が無く、地域の支援が得られない等の理由により、自力での広域避難が困難な避難者に対して、市は、協定を締結しているバス事業者の協力を得て、広域避難先等の安全な場所へ移送するものとする。</u>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容	
				種別	修正後
1	埼玉県 (事前相談)	総則編 第1章 第1節 2ページ  災害対策基本法第42条により、市町村防災会議は防災基本計画に基づき市町村地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があるときには修正をしなければならないこととされている。同条文に基づき今後県では右記のとおり同様の表を見直す予定。	意見のとおり修正します。	修正	<p>■国、埼玉県及び本市の防災会議並びに防災計画の関係</p>  <p>修正後</p> 
2	埼玉県 (事前相談)	第2回久喜市防災会議後送付資料「久喜市地域防災計画（素案）に係る意見・提案事項等一覧」 8ページ 番号35  中略中の（7）中、文言の修正。	意見のとおり修正します。	修正	<p>（7）応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</p> <p>埼玉県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。</p> <p>同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。</p> <p>修正後</p> <p>（7）応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</p> <p>埼玉県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。</p> <p>同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。</p>
3	埼玉県 (事前相談)	第5編 第1節 558ページ  第3の1中、文言の修正。	意見のとおり修正します。	修正	<p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各部、埼玉県】</p> <p>1 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要員派遣に係る体制整備</p> <p>埼玉県は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。</p> <p>修正後</p> <p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各部、埼玉県】</p> <p>1 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備</p> <p>埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。</p>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
1	埼玉県 (県計画整合)	総則編 第2章 第11節 49ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第2編-50）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	追加	・要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者のことをいう。	・要配慮者 高齢者、障がい者、 <u>難病患者</u> 、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者のことをいう。
2	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 93ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-11）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	追加	また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。	また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「 <u>キキクル（危険度分布）</u> 」等で発表される。
3	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 95ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-13）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	追加	表中 種類 発表基準 記録的短時間大雨情報 1時間雨量 100mm	表中 種類 発表基準 記録的短時間大雨情報 1時間雨量100mm、 <u>かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合</u>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
4	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 95ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-13-14）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	<p>4 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 種類 概要 大雨警報（浸水害）の危険度分布 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>洪水警報の危険度分布 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>流域雨量指数の予測値 <u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>4 <u>キキクル</u>（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 種類 概要 <u>浸水キキクル</u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p><u>洪水キキクル</u>（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>流域雨量指数の予測値 <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
5	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 97ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-14）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	削除	5 早期注意情報（警報級の可能性）  中略  大雨に関して、 <u>明日までの期間に</u> [高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	5 早期注意情報（警報級の可能性）  中略  大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
6	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 97ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-14）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	6 記録的短時間大雨情報 <u>記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。</u>	6 記録的短時間大雨情報 <u>県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
7	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 97ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-14-15）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	<p>7 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<b>雷注意報が発表されている状況下において</b>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<b>一次細分区域単位</b>で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所<b>については</b>竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<b>一次細分区域単位</b>で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>7 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<b>天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北東部など）で気象庁から</b>発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<b>天気予報の対象範囲と同じ発表単位</b>で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p><b>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。</b></p>
8	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第4節 第2 98ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-15）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	<p>■洪水予報の種類 表中</p> <p><b>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</b>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>■洪水予報の種類 表中</p> <p><b>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</b>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
9	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第2章 第5節 第1 106ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第2編-33）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	④ 非常通信に関する照会先 関東総合通信局無線通信部陸上第二課 電話 03-6238-1771（直通） F A X 03-6238-1769	④ 非常通信に関する照会先 関東総合通信局無線通信部陸上第二課 電話 03-6238-1776（直通） F A X 03-6238-1769
10	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第4章 第1節 224ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-26）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	第1節 突風・竜巻災害の概況  竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。日本では、年平均で約25個（2007年～2013年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。	第1節 突風・竜巻災害の概況  竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。
11	埼玉県 (県計画整合)	風水害編 第4章 第1節 第3 226ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第3編-27）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	■竜巻注意情報の発表例 表中 埼玉県竜巻注意情報 第1号 令和××年××月××日××時××分 <b>熊谷地方気象台発表</b> <b>埼玉県</b> は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。	■竜巻注意情報の発表例 表中 埼玉県竜巻注意情報 第1号 令和××年××月××日××時××分 <b>気象庁発表</b> <b>埼玉県北東部</b> は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
12	埼玉県 (県計画整合)	震災対策編 第2章 第2節 第2 387ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第2編-33）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	修正	④ 非常通信に関する照会先 関東総合通信局無線通信部陸上第二課 電話 03-6238-1771（直通） F A X 03-6238-1769	④ 非常通信に関する照会先 関東総合通信局無線通信部陸上第二課 電話 03-6238-1776（直通） F A X 03-6238-1769
13	埼玉県 (県計画整合)	震災対策編 第5章 第3節 第2 555ページ 埼玉県地域防災計画修正案に合わせて修正（埼玉県地域防災計画 新旧対照表 P.第2編-65）。	埼玉県地域防災計画との整合性を図り修正します。	追加	市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により埼玉県に伝達する。埼玉県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおり。	市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により埼玉県に伝達する。埼玉県は、気象庁地震火山部 <b>火山監視課</b> 火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおり。



久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
1	—	風水害編 第2章 第9節 152ページ  消防組合の削除  消防法第一条には、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と規程されている。このことから消防の搜索は、生存者又は生存していると思われるものが対象となるため。	意見のとおり修正します。	削除	第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 【財政部、市民部、福祉部、 <del>消防組合</del> 、警察署】  中略  1 遺体の搜索 (1) 遺体の搜索 ① 搜索体制 遺体の搜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、 <del>消防組合</del> 、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら搜索隊を編成し実施する。	第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 【財政部、市民部、福祉部、警察署】  中略  1 遺体の搜索 (1) 遺体の搜索 ① 搜索体制 遺体の搜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら搜索隊を編成し実施する。
2	—	震災対策編 第2章 第15節 475ページ  消防組合の削除  消防法第一条には、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と規程されている。このことから消防の搜索は、生存者又は生存していると思われるものが対象となるため。	意見のとおり修正します。	削除	第1 遺体の搜索【市民部、福祉部、 <del>消防組合</del> 、警察署】  1 遺体の搜索 (1) 搜索体制 遺体の搜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、 <del>消防組合</del> 、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら搜索隊を編成し実施する。	第1 遺体の搜索【市民部、福祉部、警察署】  1 遺体の搜索 (1) 搜索体制 遺体の搜索については、救助活動に引き続いて、「被災者救援班」は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案しながら、消防団、警察署等関係機関と連絡をとりながら搜索隊を編成し実施する。
3	—	風水害編 第2章 第1節 73ページ  教育部 社会教育班の「スポーツ振興課」を削除し、健康・子ども未来部 子ども支援班に「スポーツ振興課」を追加。	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	■久喜市災害対策本部組織図 [令和3年8月1日現在]  図中 <del>教育部—社会教育班—スポーツ振興課</del>	■久喜市災害対策本部組織図 [令和4年4月1日現在]  図中 <del>健康・子ども未来部—子ども支援班—スポーツ振興課</del>

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
4	—	風水害編 第2章 第1節 78-79ページ  「子ども支援班」に「スポーツ振興課」を追加し、事務分掌に「社会教育施設のうち体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。」を追加。 「社会教育班」から「スポーツ振興課」を削除し、事務分掌中の「社会教育施設」を「社会教育施設のうち体育施設を除く施設」とする。	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	表中 班（班長） 子ども支援班 担当部署  事務分掌  班（班長） 社会教育班 担当部署 <u>スポーツ振興課</u> 事務分掌 ・社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	表中 班（班長） 子ども支援班 担当部署 <u>スポーツ振興課</u> 事務分掌 <u>・社会教育施設のうち、体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。</u>  班（班長） 社会教育班 担当部署  事務分掌 ・社会教育施設の <u>うち、体育施設を除く施設</u> の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
5	—	風水害編 第2章 第2節 83-84ページ  教育部の「スポーツ振興課」を削除し、健康・子ども未来部に「スポーツ振興課」を追加。	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	表中 <u>教育部</u> スポーツ振興課	表中 <u>健康・子ども未来部</u> スポーツ振興課
6	—	風水害編 第2章 第10節 176ページ  「第5 文教対策計画」に「健康・子ども未来部」を追加。	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	追加	第5 文教対策計画【教育部】	第5 文教対策計画【 <u>健康・子ども未来部</u> 、教育部】
7	—	震災対策編 第2章 第1節 364-365ページ  教育部の「スポーツ振興課」を削除し、健康・子ども未来部に「スポーツ振興課」を追加。	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	表中 <u>教育部</u> スポーツ振興課	表中 <u>健康・子ども未来部</u> スポーツ振興課

久喜市地域防災計画（案）に係る意見・提案事項等一覧

番号	機関名	意見箇所・内容	意見に対する処理方針	修正内容		
				種別	原文	修正後
8	—	<p>震災対策編 第2章 第1節 372ページ</p> <p>教育部 社会教育班の「スポーツ振興課」を削除し、健康・子ども未来部 子ども支援班に「スポーツ振興課」を追加。</p>	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	<p>■久喜市災害対策本部組織図 [令和3年8月1日現在]</p> <p>図中 <del>教育部—社会教育班—スポーツ振興課</del></p>	<p>■久喜市災害対策本部組織図 [令和4年4月1日現在]</p> <p>図中 <del>健康・子ども未来部—子ども支援班—スポーツ振興課</del></p>
9	—	<p>震災対策編 第2章 第1節 376-377ページ</p> <p>「子ども支援班」に「スポーツ振興課」を追加し、事務分掌に「社会教育施設のうち体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。」を追加。 「社会教育班」から「スポーツ振興課」を削除し、事務分掌中の「社会教育施設」を「社会教育施設のうち体育施設を除く施設」とする。</p>	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	修正	<p>表中 班（班長） 子ども支援班 担当部署  事務分掌</p> <p>班（班長） 社会教育班 担当部署  事務分掌 ・社会教育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。</p>	<p>表中 班（班長） 子ども支援班 担当部署 <u>スポーツ振興課</u> 事務分掌 <u>・社会教育施設のうち、体育施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。</u></p> <p>班（班長） 社会教育班 担当部署  事務分掌 ・社会教育施設の<u>うち、体育施設を除く施設</u>の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。</p>
10	—	<p>震災対策編 第2章 第19節 511ページ</p> <p>「第9 その他の措置」に「健康・子ども未来部」を追加。</p>	令和4年4月1日付け組織機構改革に伴い修正します。	追加	<p>第9 その他の措置【市民部、教育部】</p>	<p>第9 その他の措置【市民部、<u>健康・子ども未来部</u>、教育部】</p>